

富山高等専門学校におけるコンプライアンス推進副責任者の任命に関する要項

制 定 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（以下「機構規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、富山高等専門学校におけるコンプライアンス推進副責任者の任命に関し、必要な事項を定める。

(コンプライアンス推進副責任者の任命及び業務の範囲)

第2条 コンプライアンス推進副責任者として任命する職位及び業務の範囲は、別表のとおりとする。

(雑則)

第3条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、コンプライアンス推進責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

別表

任命する職位	業 務 の 範 囲
副校長（本郷）	本郷キャンパスに所属する教職員（事務職員を除く。）に係る機構規則第6条に規定する業務
副校長（射水）	射水キャンパスに所属する教職員（事務職員を除く。）に係る機構規則第6条に規定する業務
事務部長	事務職員に係る機構規則第6条に規定する業務